

訪問販売(点検商法)

訪問購入(不用品買取)に注意しましょう!

訪問販売(点検商法)

突然、事業者が「無料で点検します」と言って自宅に上がり込み、点検後「このままだと大変なことになる」と不安をあおり、**不要な契約をさせるなどのトラブルが多い!**

訪問購入(不用品買取)

事業者が自宅を訪問し、**貴金属などを不当に安い値段で買い取られる・売る気のない物まで買い取られるなどのトラブルが多い!**



事業者の突然の訪問は**インターホン**で**対応**しましょう。
必要のない**勧誘**は**きっぱりと断り**ましょう。

「**訪問販売お断りステッカー**」を活用しましょう!



このステッカーを無視しての訪問取引は
北海道消費生活条例第16条違反
となります。

当別町消費者被害防止ネットワーク
当別町役場消費生活相談窓口

■北海道消費生活条例では「訪問販売お断りステッカー」を
玄関などに掲示した**住宅**を訪問し、契約を結ぶための
勧誘を行うことを**禁止**しています。

*以下の場所で無料配布しています

- ①当別町役場1F(当別町消費生活相談窓口) ④太美出張所
- ②総合保健福祉センターゆとろ ⑤西当別コミュニティセンター
- ③総合体育館



2022
見守り情報
4月号
NO.1

無料貸出中

振り込め詐欺抑止装置

対象：町民(原則65歳以上)

貸与期間：1か月~6か月

受付方法：電話または消費生活相談窓口

その他：設置は職員がします

※台数に限りがあるため、お待ちいただく場合があります

~詳しくは消費生活相談窓口まで~



「この契約大丈夫?」「これって怪しい?」など不安な時は相談しよう!



当別町消費生活相談窓口 ☎ 0133-23-3209

当別町役場1F(平日午前8時45分~午後5時15分)

▲
過去の見守り情報